



平成 22 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 オリエンタル酵母工業株式会社
代表者名 取締役社長 中村隆司
(コード番号：2891 東証第二部)
問合せ先 管理本部経営企画部長 佐藤 彰
(TEL. 03-3968-1125)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) ②」において定義いたします。）の取得について、平成 22 年 11 月 16 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会と同日に開催予定の当社普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の100%子会社化のための当社定款の一部変更について

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）

(1) 変更の理由

平成 22 年 9 月 14 日付当社プレスリリース「株式会社日清製粉グループ本社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」にてご報告申し上げますとおり、当社の親会社である株式会社日清製粉グループ本社（以下「日清製粉グループ本社」といいます。）は、平成 22 年 7 月 30 日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けは平成 22 年 9 月 13 日に終了しております。本公開買付けの結果、日清製粉グループ本社は、平成 22 年 9 月 21 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 31,407,490 株（平成 22 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合：96.82%）を所有するに至っております。

平成 22 年 7 月 29 日付日清製粉グループ本社のプレスリリース「当社子会社であるオリエンタル酵母工業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、日清製粉グループ本社は、当社を 100%子会社とすることを企図しております。

一方、平成 22 年 7 月 29 日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社日清製粉グループ本社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げますとおり、当社としましても、当社を取り巻く厳しい市場環境の中、日清製粉グループ本社とこれまで以上に緊密に連携を取り、より強固な相互協力体制を構築していくことの必要性、当社が日清製粉グループ本社の 100%子会社となることにより見込まれる様々なメリット、第三者算定機関であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社から取得した当社の株式価値に関する算定書、法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所による助言、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員後藤明史氏による意見その他諸々の分析を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本公開買付け及びその後の各手続により当社が日清製粉グループ本社の 100%子会社となる一連の手続を行うことが当社の長期的な企業価値の向上に貢献するとの結論に至りました。

以上の理由により、当社は、当社臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、日清製粉グループ本社の 100%子会社となるために、以下の①から③の方

法（以下、総称して「本 100%子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、下記（2）に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとする事により、当社を会社法の規定する種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.000000802 株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものいたします。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種種類株式を 0.000000802 株の割合をもって交付いたします。なお、日清製粉グループ本社以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

株主様に対する A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て A 種種類株式を日清製粉グループ本社に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 800 円（本公開買付けにおける買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

定款一部変更の件 A は、本 100%子会社化手続のうち上記①を実施するものです。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、下記（2）に記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものです。

（2）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件 A に係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件 A に係る議案が承認可決された時点で、その効力を生ずるものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 （発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1 億株とする。	第 6 条 （発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1 億株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p>	<p><u>通株式は99,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。</u></p> <p><u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）</u>に対し、<u>普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）</u>に先立ち、<u>A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）</u>を支払う。<u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の<u>普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第18条の2（種類株主総会）</u> <u>第15条、第16条、第17条並びに第18条第3項及び第4項の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）

(1) 変更の理由

定款一部変更の件Bは、定款一部変更の件Aでご説明した本 100%子会社化手続のうち②を実施するものであり、定款一部変更の件Aによる変更後の当社の定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、定款一部変更の件Aにおける定款変更に基づき新たに発行することが可能となるA種種

類株式を 0.000000802 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、前記のとおり、日清製粉グループ本社以外の各株主様に対して交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、定款一部変更の件 B に係る定款変更は、本臨時株主総会において定款一部変更の件 A 及び下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において定款一部変更の件 B に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものいたします。

また、定款一部変更の件 B に係る定款変更の効力発生日は、平成 22 年 12 月 22 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款一部変更の件 A による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<p>第 6 条の 3 (全部取得条項)</p> <p><u>当社は、当社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u></p> <p><u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000000802 株の割合をもって交付する。</u></p>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

定款一部変更の件 A でご説明申し上げておりますとおり、当社としては、日清製粉グループ本社による当社の 100% 子会社化が、当社の企業価値の向上に貢献するとの結論に至ったことから、株主様のご承認をいただくことを条件として、本 100% 子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得の件は、定款一部変更の件 A でご説明した本 100% 子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第 171 条第 1 項並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件 A による定款変更に基づき設けられる A 種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされる A 種種類株式の数については、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式を 0.000000802 株の割合をもって交付するものいたします。当該交付がなされる A 種種類株式の数は、前記のとおり、日清製粉グループ本社以外の各株主様に対して当社が交付する A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となるように設定されております。

かかる株主様に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき裁判所の許可を得て A 種種類株式を日清製粉グループ本社に売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 800 円（本公開買付けにおける買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予

定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種種類株式を0.000000802株の割合をもって交付するものといたします。

(2) 取得日

平成22年12月22日

(3) その他

全部取得条項付普通株式の取得の件に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において定款一部変更の件Aに係る議案及び定款一部変更の件Bに係る議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他の必要事項については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 上場廃止について

本臨時株主総会において定款一部変更の件A、定款一部変更の件B及び全部取得条項付普通株式の取得の件に係る議案がいずれも原案どおり承認可決され、本種類株主総会において定款一部変更の件Bに係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、平成22年11月16日から平成22年12月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年12月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

IV. 本100%子会社化手続の日程の概要（予定）

本100%子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成22年9月15日（水）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成22年9月30日（木）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成22年10月28日（木）
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年11月16日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年11月16日（火）
整理銘柄への指定	平成22年11月16日（火）
当社普通株式の売買最終日	平成22年12月16日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年12月17日（金）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年12月22日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年12月22日（水）

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガ

バランス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本取得の適合状況は以下のとおりです。

当社は、本取得が支配株主との取引等に該当することから、本取得の公正性を担保するために、上記「I. 1. (1)」のとおり、A種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に800円（本公開買付けにおける買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成22年7月29日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社日清製粉グループ本社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげましたとおりです。）。また、利益相反を回避するための措置として、当社取締役のうち、日清製粉グループ本社の取締役副社長を兼務している宮内泰高氏は、当社取締役会の本取得に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において日清製粉グループ本社との協議・交渉に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、日清製粉グループ本社の従業員である本田信行氏は、同様に利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本取得に関する審議には参加しておりません。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所の法的助言を得ております。

また、上記平成22年7月29日付当社プレスリリースにてご報告申し上げておりますとおり、当社は、本公開買付け及びその後の各手続により当社が日清製粉グループ本社の100%子会社となる一連の手続を行うことに関して、平成22年7月29日開催の当社取締役会において当社の支配株主である日清製粉グループ本社と利害関係を有しない当社の独立役員後藤明史氏より、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について及び当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討したうえで、本公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付け者の100%子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

なお、平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は「支配株主である株式会社日清製粉グループ本社との取引等につきましては、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、製商品の売買等は市場価格等をもとに取引を行っております。」、「不動産売買等重要性の高い取引が発生した場合には、他の資本関係のない会社との取引と同様に外部の第三者機関の評価等により取引価格を決定いたします。」、「監査役制度を採用しており、監査役4名のうち1名は支配株主と利害関係のない弁護士を社外監査役として招聘しております。内部監査部門としては社長直轄の内部統制室を設置し、当社グループ各社の業務執行の適法性について監査を行っております。」というものであります。

以 上